

平成20年3月7日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|---------------|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 14番 | 辻 | 武美 |
| 15番 | 久木 | 拓栄(11:00から出席) |
| 16番 | 木村 | 正男 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | | | |
|-------|---|----|----|
| 町 | 長 | 細川 | 義雄 |
| 副町 | 長 | 坪野 | 高志 |
| 副町 | 長 | 綱木 | 常一 |
| 総務課 | 長 | 藤澤 | 仁 |
| 富来支所 | 長 | 二見 | 博 |
| 企画財政課 | 長 | 木坂 | 孫信 |
| 監理課 | 長 | 藤田 | 好博 |
| 税務課 | 長 | 柴田 | 一廣 |

住 民 課 長	田 村 実
子育て支援課長	宮 本 俊 一
健康福祉課長	笹 川 門 治
生活安全課長	西 清 一
商工観光課長	富 樫 一 就
農林水産課長	横 川 外 治
建 設 課 長	山 崎 脩 平
上下水道課長	山 本 政 直
富来病院事務長	古 川 吉 亮
会 計 管 理 者	金 谷 昭 一
教 育 長	青 山 源 隆
学校教育課長	向 畠 登
生涯学習課長	中 田 政 光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新 木 利 夫
書 記	西 清 孝
書 記	池 端 久 幸

(議事日程)

- 日程第1 町長提出 議案第4号ないし第45号並びに町政一般
(質疑、質問)
- 日程第2 予算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出議案第33号ないし第45号(委員会付託)
- 日程第3 町長提出 議案第4号ないし第32号
(委員会付託)

(開 議)

林 一夫議長 ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

15番 久木 拓栄 君から、一身上の都合のため、本日の会議に遅刻

する旨の届け出が提出されておりますので、ご報告いたします。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 . 町長提出 議案第 4 号ないし第 4 5 号並びに町政一般

(質疑、質問)

林 一夫議長 続いて、町長から提出のありました、議案第 4 号ないし第 4 5 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を許します。

11 番 松浦 恒義 君。

松浦 恒義議員 はい、議長。

久しぶりの一般質問ということで、少し緊張しております。

私の質問は、志賀原発の運転再開について、町長の考えをお聞きするものであります。

さて、暦の上では、もう啓蟄を迎え、いよいよ春爛漫の季節が始まるのでありますが、原発再稼働は未だに雪解けならずであります。

私ども議会も、北陸電力から「再発防止対策の進捗状況」と「志賀原子力発電所の耐震安全性」について、また、国の関係機関から各々に関する確認、評価の説明を聞き、さらに、我々自身も志賀原発を視察し、北電の安全性に対する取り組みを確認したところであります。

また、臨界事故隠しの「再発防止対策」については、3月3日、外部有識者による検証委員会で着実な実施状況と定着が確認されたと報告を受けたところであります。

初日、町長は提案説明の中で、「隠さない風土と安全文化」を定着させ、継続的な検証、安全性の確保を最重点とのご指摘をされましたが同感であり、北電は安全性について、設備の総点検も終え、耐震裕度向上工事も計画通り、今月末に終了予定と聞いております。北電も自ら言っているように、再発防止対策は息の長いものであります。

今後とも地域住民の目線に立って、再発防止の理解に真摯に取り組んでもらい、地元の信頼回復に更に強く、強く努めてもらいたいと要望するものであります。

さて、近年、地球温暖化が進み、CO₂、二酸化炭素を大幅に削減する施策として原子力発電が重要視されてきております。

町としては、原子力発電を受け入れてきたことは、国の原子力政策に協力したことの誇りであり、また町の振興・発展に向けた大きな期待でもあり、今後はより強く共存共栄の信頼関係を築いていってほしいと望みます。

もちろん、原子力発電所の大前提は「安全の確保」と「町民の安心」であり、何よりも今後特に北電にしっかりと安全に運転してもらい、その姿を町民に見てもらうことなくして「安心」に繋がり、真の信頼回復にならないものと考えます。

3月2日の新聞朝刊に、町長は運転再開について、「信頼は数字でなく心の問題」と言っておられたが、その心はもう熟している時期にあると思うがいかがか、町長のお考えをお聞きし、私の質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

11番 松浦議員さんのご質問にお答えをいたします。

志賀原子力発電所の運転再開に関連して、原子力発電所の大前提は安全確保と町民の安心であると、今後は北陸電力にしっかりと安全に運転してもらって、真の信頼回復はその姿を町民に見てもらうことが重要でないかと、町として運転再開の決断の時期はと、こういった内容の質問であったかと思えます。

北陸電力の再発防止対策の実施状況等につきましては、3月3日の「再発防止対策検証委員会」において、仕組みづくり100%、今年度計画の取り組み100%と進捗状況が確認されまして、着実に定着しておりますことが評価されました。私も委員会の一員として、北陸電力が「隠さない企業風土づくり」「安全文化の構築」、こういったことを目指して、全社一丸となって取り組んで、相当な進捗及び定着が図られつつあると大いに評価するものであります。

しかしながら、昨年「臨界事故隠ぺい」の公表からもうすぐ1年が経

とうとしておりますけれども、この一度失われた町民との信頼関係、こういった関係は一朝一夕になかなか回復できるものではなくて、北陸電力においては、今後とも、継続して、再発防止対策を始めとして、「二度と起こさない」、こういった決意の下に「安全」「安心」に心を砕いていくことを強く求めたいとこのように考えております。

この点につきましても、北陸電力は、副社長を本部長とする原子力本部を志賀町に設置した新しい体制の下で、町民の安心を第一に、町民の目線に立った発電所運営に対する覚悟が伺えるわけでありまして、今後の取り組みを注視していきたいと考えております。

志賀原子力発電所の再起動の決断時期についてのご質問であります。原子力発電所立地を受け入れたのは、我々の先輩方がいわゆる地域と共存共栄することができる「地域振興の起爆剤」としての期待と、そしてまた、国策である原子力政策に貢献するとの認識の下であります。当然のことではあります。原子力発電所の安全運転が大前提であり、論を待たないところであります。松浦議員さんのご指摘のとおり、発電所が安全運転をすることが、町民の安心につながることは私も全く同感であります。

北陸電力から2号機再起動の申し入れについては、現段階では受けておりませんが、町としては、申し入れがあれば、先に申し上げた基本的な考え方の下に、議会の皆様のご意見を踏まえ、町民の皆さんの理解を得た上で、国、県と連携しながら、速やかに、的確に判断していきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

林 一夫議長 8番、富澤 軒康 君。

富澤 軒康議員 はい、議長。

皆さん、おはようございます。

今、本町での町民の大きな関心事、そしてまた心配事、今ほど松浦議員のほうから質問がなされた志賀原子力発電所北陸電力自体の体質改善が

しっかりなされたのか、また町民目線に立った安心安全そして万全になったのかということ、また、いつ運転のゴーサインが出されるのかという問題と、志賀町における高校再編問題であろうというふうに思います。

そういった意味で、本日私は先の通告に従いまして、志賀町高校教育活性化検討委員会での取りまとめに対する志賀町の今後の対応策について質問をいたします。

ご存知のとおり、羽咋郡市地域には、宝達高校、羽咋高校、羽咋工業、高浜高校、富来高校の5校が設置されており、平成19年度第一学年の学級数合計は14学級、定員560人であり、充足率0.89、平成19年3月における、この地域の中学卒業生数は595人であったが、しかし、5年後の平成24年には541人、そしてまた、平成28年には521人と予測されており、能登地域においては、今後10年後の生徒数が概ね450人程度減少することから、第一学年の学級数は1学年40人とし、単純計算でも11学級減となることが予測されております。

能登地区における県立高校の統合等の検討は避けて通れないということから、平成11年に高校再編整備案というものが、県教育委員会から、近い将来検討すべき学校として、高浜高校、富来高校、中島高校、穴水高校などの能登地域8校1分校案が発表されたわけでありまして。

平成の大合併により、41市町村が19市町となり、この結果、比較的人口の少ない市町においても、複数の県立高校が存在する状況が生じてきたわけでありまして。

実際、高浜高校、富来高校では、平成11年の時点では、一学年三学級規模であったわけでありまして、地域の生徒減少、また町外高校への進学増といったこともあり、最近では一学年2学級規模の小規模となっており、富来高校、高浜高校ともに定員80名に対して、入学者が50人台にとどまっており、最近の現状では、部活動での部員不足で練習試合もままならず、黙々と個人トレーニングに励む生徒の姿や、教室の半分以上が埋まらない中で、いろいろな個性を持つ生徒同士が互いに切磋琢磨する集団活動の基盤が弱くなることや、配置される先生の減少により、幅広い選択科目を目的とした教育課程を編成することが困難になることなど、学校自体の

活力や教育活動の点で、様々な課題が生じてくるという考えで、このまま大幅な定員割れを起こしている両校を存立した場合、ともに活力を維持することはきわめて困難であるということから、志賀町に何としてでも一校を残すべき、残さなければいけないとの考え方で、県教育委員会の指導のもと、26人からなる志賀町高校教育活性化検討委員会を立ち上げ、私も議会代表の委員の一人として、統合高校の方向性について、また統合高校の位置及び名称について、統合の形態について、学科編成について取りまとめたわけであります。

確かに、統合高校の青写真といえますか骨格は出来上がりました。この検討委員会の設置の主旨に、志賀町内での高校の存続を図るとともに、魅力ある高校づくりについて検討をし、という文言があります。

私はこの魅力ある高校を作るには、活力ある高校にするときには、といったような具体的な内容中身については、まったくと言っていいほど、この検討委員会では、突っ込んだ話し合いがなされなかったというふうに思っております。今後、この統合校を今度は定員割れすることなく、近い将来4学級160人もの生徒を確保維持していくためには、PTAはもちろんのこと、町当局並びに地域社会は学校に対して今までとは違った意味で、何をしていくべきなのか、また何をしなければいけないのかを、今年度から真剣に考えていかないと、またしても同じ結果、志賀町に一つの高校も存在しなくなるというふうに考えております。

やはり、高校の本来の姿は文武両道であり、新しい学校づくりには強い情熱と使命感を持ち、指導力を発揮できる管理職と、またバイタリティーあふれる教員の配置、そして、部活動指導に堪能で情熱あふれる教員の確保が最低条件であると思えますし、統合学科の科目は、商業、情報関係と、福祉関係の二系列の分野となる予定であるわけですが、そこでのいろいろな資格試験、国家試験の資格取得をさせる体制も大きな魅力の一つであります。

やはり、県立高校といえども、その運営においては、私は、今後は町の全面的なバックアップがないかぎり、年々こういう少子化である以上、ジリ貧になるよう思っております。そこで質問いたします。

これらの検討委員会での答申がまとまったということで、志賀町高校教育活性化検討委員会は、これで役目が終わったかどうかということ。

そしてまた、現在、定員割れの最大の原因と考えられる町外への進学の流れをどのように把握し、また、今後どのように地元にとどまるように生徒をそのような方向に向けさせるのか。

また、県の当初予算案には、「志賀高校」、能登北辰、能登青翔の統合名である「能登高校」の校歌、校章、校旗、校名板などの制作費として360万円を計上しているわけではありますが、これらを制作するにあたり、このようなものはだいたい高校のゆかりのある方に依頼するケースが多いわけではありますが、そういったものは県が独自に探して行うのか、志賀町に何か打診があって決めていくのかどうかをお尋ねします。

また、新設校の校舎改修費は、新年度カリキュラムが固まった後、必要があれば9月補正費で対応するとの方針ではありますが、県は当然、今、現に高浜高校を使う予定となっておりますが、耐震工事あるいはリニューアルをしてくれるものと思いますが、9月以降では調査の期間を含め、おそらくこれは休み中の改修工事になると思うんですけど、9月では遅くはないのかどうかをお尋ねします。

また今年度も、富来高校並びに高浜高校に対して、特に富来高校であります。町はかなりの金額を助成しているわけであります。今後新しい高校、統合高校となったときに、このような補助はどうするつもりなのかを質問いたします。

最後の質問といたしまして、生徒の通学または部活動の送迎、通学費負担の問題はどのように行うのかを質問をして、私の質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

8番 富澤議員さんのご質問にお答えをいたします。

富澤議員さんにより、志賀町の高校教育活性化検討委員会の取りまとめに対する志賀町の今後の対応策につきまして、概ね5点ばかりのご質問をいただきました。

このうち、2点目の町外への進学の流れの抑止という点につきましては、後ほど教育長が答弁いたしますので、その他の4点について、私の方から答弁をさせていただきます。

ご質問にお答えする前に、富澤議員におかれましては、昨年10月18日に設置いたしました志賀町高校教育活性化検討委員会の委員として、県の教育委員会が進めている県立高等学校の活性化推進計画に対応した志賀町高校教育の活性化策について、ご協力賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

まず、検討委員会の役目は、答申のとりまとめにより終わったのかといったことについてであります。

当検討委員会の任務は、県教育委員会から依頼されました志賀町内における高校教育の活性化策、即ち「高校の存続発展と魅力ある学校づくり」の骨格にあたる事項について、検討審議をいただくことであります。

主な検討審議内容は、富澤議員さんが述べられましたとおり、新しい高校の方向性、高校の位置及び名称、統合の形態、学科編成等であります。このことについて、検討委員会で鋭意、慎重審議をいただき、1月29日には答申いただきました。

その答申の中には、高校の方向性や学科編成等の文言の中に魅力ある学校づくりの骨格について、検討委員会の皆様の思いが十分反映されていると考えております。従いまして、私は基本的な任務は果たされており、一応の区切りをつけていただいたとこのように思っております。

今後、具体的専門的事項については、設置者である県の教育委員会と関係高校で取り組んでいただきますが、検討すべき重要事項がある場合には県教育委員会と協議しながら、時には検討委員会に、またお願いもしたい、このように考えております。

続きまして、一部マスコミで報道されました統合高校の校歌、校章、

校旗等の作成にあたっての町への打診であります。

校歌、校章は新しい高校の理念や目指すべき生徒や学校の理想像を表す極めて重要な象徴でありまして、県との協議や要望書提出の折りには十分配慮・検討いただくよう要望していたところであります。

現時点では、地元にはゆかりのある方への作成依頼の件については、町への打診はありませんが、学校の理念や学校を支える地域の歴史や文化、自然、風土等に造けいを持たれる方が選ばれることは大変望ましいことであり、県から依頼があれば協力したいとこのように考えております。

また、統合高校の耐震工事やリニューアル等、施設、設備等についてであります。町としましては、生徒の学ぶ施設環境の安全、安心を確保することや教育内容に十分対応できる施設や設備を整えることは、大変重要であると考えております。

このことについても、志賀町は答申に基づき県への要望の中で、学習学校生活環境の整備について、統合高校の校舎等の整備、充実を明記いたしまして要望をいたしております。要望どおり、県が実行するよう今後とも働きかけを続ける所存でありますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

続きまして、統合高校への町としての補助等の支援策についてであります。

志賀町では、現在も両高校に対しまして、県立高校ではありますけれども、主として町内の生徒が学び育つ学校であり、教育振興、人材育成の観点から支援をして参りました。

現時点では、統合高校の具体的な教育の方向性、特色等が示されておられませんので、支援、振興策は決まっておられません。しかしながら、統合高校の教育の振興と優秀な人材育成のためには、地域で育てる学校としての考え方を大切にしながら、県としての役割や町としての支援効果、

町の行財政改革の取り組み等を総合的に勘案しながら、振興支援策について検討していきたいと考えております。

次いで、生徒の通学及び部活動の送迎、通学費の負担についてのご質問であります。

統合によって志賀町内で考えますと、富来地域の生徒の通学環境が大きく変わるわけであります。生徒の通学の便を図るとともに、通学の負担軽減を図ることは大変重要であります。また、富澤議員さんが述べられましたとおり、文武両道の精神で生徒の心と体を鍛え、活力と勢い、魅力ある生徒、学校づくりのためには、部活動の充実は欠かせません。

志賀町では答申に基づき、県への要望書に生徒の通学についての支援として、保護者の通学費負担の軽減、スクールバス導入による通学の利便性の向上を要望いたしますとともに、学習や学校生活環境の整備として、学習や部活動を始めとする諸活動充実のためのスクールバスの配置を要望しております。町としましても、これらの事について、県に対して最善の支援策を講ずるよう働きかけを続けて参りたい、このように思っております。以上であります。

林 一夫議長 青山教育長。

青山 源隆教育長 はい、議長。

8番 富澤議員さんのご質問、生徒の町外の高校への進学の流れに対する見方と、今後の志賀高校への生徒確保策についてお答えいたします。

まず、生徒の町外高校への進学の背景などについてであります。

最近の町内の生徒の志望校選択の流れを見ますと、主に次の3点がうかがえます。

1点目は、今日の社会状況を反映し、生徒や保護者は大学、短大、専門学校などに進学するため、普通科志向が強く町外にある進学実績のある高校を志望するということでもあります。

2点目は、高校卒業後、就職を希望する生徒にとって商業系への志望が多く、工業系への興味や志望が少ないということがあげられます。

また、保育士や看護師、介護福祉士、パソコン検定や簿記等の資格をとり就職を希望する生徒が増えてきていることでもあります。

3点目は、定員数の減、定員割れにより生徒数が減少し、両校の懸命な努力にもかかわらず、学校に対するイメージ、魅力が十分には伝わらないことがあげられます。

次に、今後の志賀高校への生徒の確保策についてお答えいたします。

まずは生徒や保護者のこれまでの志望状況を踏まえ、検討委員会で答申をいただいたとおり、新しい志賀高校では普通科教育を重視、充実し、上級学校への進学を目指す進学校にすること。また、総合学科の中での商業関係や福祉関係などの専門的な教育を充実し、実践的な力を身につけることができるそのような高校とすることです。

そのためには、まず、第1に富澤議員さんが述べられたとおり「教育は人なり」でありますので、優秀な教員を配置することです。例えば、新しい学校づくりに強い情熱と使命感を持ち、指導力を発揮できる管理職と優秀な教員の配置、また、部活動指導に堪能で情熱溢れる教員の配置であります。このことにつきましては、答申に基づき要望書でも県に対し強く要望しているところであります。

第2に、短期的に見た場合、早急に県教育委員会の方で、要望書に基づいて志賀高校の理念や具体的な教育内容を策定していただき、それを受けて、高校、町が連携して、町内外の生徒、保護者、学校関係者に魅力ある情報を発信し、志賀高校の理解を広げる行動を起こすこととあります。

第3に、志賀高校を魅力ある学校とするため、高校と町が連携を密にしながら高校の振興、支援を含め、学校づくりの在り方や取組状況につ

いて、協議検討する体制を確立することでございます。議員の皆様におかれましては、どうぞご理解とご協力のほどお願いを申し上げます。

林 一夫議長 8番、富澤 軒康 君。

富澤 軒康議員 はい、議長。

再質問というより、これはお願い、要望であります。

今の中学2年生、3年生になる子、そしてまた、1年生、2年生になる子は、非常に不安がっております。親もしかりであります。

今の教育長が言ったそのような内容の事を新学期が始まったら、一刻も早く生徒、父兄に説明をして、こういう高校を目指すんだ、こういう高校にしたいんだ、また、先ほど私、質問で言いましたとおり、唯一の高校なんだということを認識をしていただき、町民こそってこの高校を本当に素晴らしい高校、どこにも負けない、さすが新志賀町の高校やなと言われる体制を作っていただきたい、そういうことを本当にお願いをして、前段に言いましたように、一刻も早く生徒、保護者の不安を解き払って、素晴らしい高校に持って行ってほしい、持って行きたいと要望して私の質問を終わります。以上です。

林 一夫議長 7番、寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

おはようございます。本日はたくさんの傍聴を賜り、ありがとうございます。

能登半島地震から、震災から一年が経過しようとしております。改めまして、被災された皆様のこの一年のご苦労に心からお見舞い申し上げます。また、この間に寄せられたたくさんの支援に感謝したいと思います。いまだ震災前の生活を取り戻すことのできていないご家庭の一日も早い生活再建を祈りつつ、特に町が住民にとって一番身近な行政として、最終的なセーフティネットの役割を十二分に果たすよう、町当局のきめ細やかな対応を切に願います。

また、全体的に観光客の入り込みが減るなど、商業、観光業などを中心に、震災後町の活気が一段寂しくなったような面に関して、地域

をいかに活性化させるか知恵を絞っていただきたいと、重ねて願うところであります。

さて、先の通告に従いまして、以下、大きくは2点についてご質問いたします。まずは、住宅政策についてお伺いいたします。

高齢者住宅についてお尋ねいたします。

新年度予算に新規事業が盛り込まれております町づくり交付金事業において、高齢者福祉住宅が12戸、高浜地内で建設されます。高齢者福祉住宅とは、こういった方を対象として、どのような内容のものなのでしょうか、お答えください。

また、高齢者住宅については、今後もその必要性が生じてくると考えるものでありますが、この高齢者住宅の必要性について、どのように考えておられるのでしょうか。また、今後の方針をどのように考えておられるのかお聞かせください。

合わせて、集落のコミュニティ機能が維持できなくなるという限界集落という考え方に照らし合わせて、本町の各集落の状況把握、また限界集落に対する支援のあり方を検討する必要もあると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、ニュータウン計画についてお尋ねします。

定住促進を目的として米浜地内で計画されておりますニュータウン計画・定住促進住宅地造成事業は、18年度からの計画・設計を終え、いよいよ新年度より本格的に工事にかかります。早く条件を示し、PRを進めるべきだと考えるものでありますが、どのような内容を考えているのでしょうか。具体的なスケジュールと合わせてお示しく下さい。

次に、雇用促進住宅についてお尋ねいたします。

雇用促進住宅は、平成13年に早期に廃止する旨、閣議決定が行われて以来、分析・検討が重ねられ、ついに、先月28日、厚生労働省より「今後15年間に雇用促進住宅を譲渡・廃止する」旨の発表がありました。雇用促進住宅は高浜地内の志賀宿舎が80戸、直海宿舎が60戸、19年3月時点で、2つの宿舎合わせて140戸中、99世

帯が入居し、入居率は71%であります。

これまでに14の宿舎において、一部が廃止され、20年度に廃止予定の宿舎もある旨、国会質疑でもございました。定住人口の確保は当然、本町にとって、最重要課題の一つであります。

この件について、町としてどのような考えをもっておられるのかお答えください。また、町独自に当該住宅住民の意向調査をすべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次に町営住宅に関し、お尋ねいたします。

21年4月1日施行の公営住宅法改正により、公営住宅の入居収入条件が、現行の20万円以下から、15万8千円以下に引き下げられ、公営住宅は、高齢者や障害者といった特定の層を除き、一時住まいとしての位置づけがより明確になったように認識しております。

17年12月定例会において私が一般質問した際には、町営住宅における入居条件を超える収入を得ている世帯は13戸でありました。法改正後の15万8千円に基準を下げたときに照らし合わせると、収入超過世帯は現在で何世帯になるのでしょうか。法改正により、近傍の賃貸住宅の家賃や、町営の特定公共賃貸住宅との家賃と比較しても、公共賃貸住宅の方が家賃が高いという異様な逆転現象のような事態が生じることになりかねないのですが、町長の認識と具体的な対策があればそれをお示しいただきたいと思っております。

次に、空き家対策についてお伺いいたします。

本年度9月定例会において、古民家再生プロジェクトに情報掲載すべく取りまとめをせよと提言いたしましたところ、積極的に取り組む、年度内に計画をまとめるとお答えでしたが、未だその取り組みがなされておらないようであります。どうなっているのでしょうか。能登半島地震を経て、現在の空き家の状況、また民間賃貸住宅の状況はどのように推移しているのでしょうか、お答えください。

住宅の総合計画についてお伺いいたします。

これも17年度12月定例会において、住宅マスタープランの整備についてお伺いいたしました。18年中に取り組むとの答弁がありま

したが未だ取り組みがありません。どうなっているのでしょうか。

雇用促進住宅が廃止になった際の受け皿の問題も含めて今後のあり方のこと、また老朽化した公営住宅の問題、そして高齢者住宅並びに限界集落の対策、空き家の対策、定住促進の課題、住宅の耐震化の課題、住宅政策だけでも、取り組まなければならない課題は尽きません。

また、雇用促進住宅は商工観光課、限界集落対策は総務課か、空き家対策は何課になるのでしょうか、その他は、建設課といった具合に各課を横断します。こうしたことを一元的に把握し、優先順位をきっちり決め、着実に取り組むべく、公営住宅等関連事業推進事業の中で定めるところの住宅マスタープランなり、地域住宅交付金事業に定めるところの地域住宅計画なり、しっかりと現状を把握した上で計画作りを進めるべきと考えます。町長のお考えをお聞かせください。

次に、財政状況についてお伺いいたします。

19年度末の見込額で、本町の借金の残高が358億円、貯金の残高が46億円、差し引きして人口2万3千人で単純計算すれば、町民一人当たり、135万円の借金です。もちろん、これは、生まれたばかりの赤ちゃんにも、病院で入院されておる方にも同じだけ掛かって135万円の借金です。こういった状況を踏まえた上で、先の12月定例会では、その貯金、特に財政調整基金を積み増しせよと提案し、答弁では、行革プランで計画している分は確保したいとのことでありましたが、計画14億円の貯金に対し、新年度予算では8億1千4百万の計上です。確かに、厳しい財政状況下とは言え、答弁の通り実行されなかったことは、大変残念でなりません。今はよくても、後に残るは借金ばかりといった風に、子や孫の世代に付けを先送りするわけにはいきません。これは、町長も12月定例会にご答弁いただいたとおりであります。

先だって議会に示された財政健全化計画では、平成27年には今の46億円の貯金も底をつき、また地方交付税の合併特例が切れるのも同じく平成27年ということで、身近に危機的状況が迫っていると示しております。財政再建団体となって1年が経過した夕張の状況は、

決して他人事ではありません。本町のように、過疎高齢化の進む地方自治体にとっては、すぐ隣り合わせにある現実だと考えます。本町は、他の自治体に比べて観光施設や生涯学習施設など各種施設整備が進んでおり、維持管理も含めた経常経費は大であり、こういった状況も不安要素の一因となりえます。財政状況の今後5年・10年の見通しについて町長の認識をお聞かせください。

また、現在の状況並びに、近い将来の財政の危機的状況を町民の皆さんに、より深くご理解いただくべく説明を十分に果たすべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。具体的な方策についてお考えがあれば、それもお示しいただきたいと思います。

次に、補助金等の行政改革についてお伺いいたします。

補助金・手数料・使用料の見直しが行革プランの中に盛り込まれており、その計画の中では19年度に検討、20年度に方針を決定し、21年に補助金、手数料の見直しの実施ということになっております。現段階で、どこまで検討が進んでいるのでしょうか。町民の皆さんの理解を得ながら進めるには、時間をかけ、説明責任を果たしながら実行に踏み出すべきだと考えますが、計画年次から行けば、新年度にはいよいよ町民の皆さんに問いかけをするべき段階に入る必要があるわけであります。町長はどのように考えておられるのでしょうか。お答えください。

この補助金・手数料・使用料の見直しは、住民の皆さんの生活に直結する部分であり、安易な判断は当然避けるべきでありますし、町民の皆さんの理解を得られることも容易なことではないと想像されます。その他の部門での行政改革がきっちりなされて、それでもなお必要があればこそ、町民の皆さんのご理解が得られるのだと考えます。この点について、細川町長の責任において、踏み切ることができるのか、やる気があるのかどうか、行政改革全般、また特にこの補助金・手数料・使用料の見直しについて、町長の姿勢・意気込みをお聞かせください。

最後になりますが、住宅マスタープランの整備も、古民家再生プロ

ジェクトに則った空き家情報の収集・提供についても、また、基金の積み増しについても、いずれも一般質問において、町長が答弁した内容が実行されませんでした。これでは、一般質問をする意味がありません。議会人の一人として、大変由々しき問題だと考えます。しかしながら、確かに、実際の行政運営には様々な困難が伴い、計画通り進められないのも事実として十分理解いたします。できるものはできる、できないものはできないではっきりと、誠意ある答弁を求め、質問を終わります。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

7番 寺岡議員さんのご質問にお答えいたします。

数多くのご質問を頂戴いたしましたが、大きく住宅政策と財政状況の2点に分けていただいたと思っております。

まず、住宅政策についてですね、これは小さく5点ばかりの質問でなかったかなと思います。まず、一点目は高齢者福祉住宅の必要性、この点についてであります。まず、高齢者福祉住宅の概要並びにこの高齢者住宅の今後の方針についてと、さらにまた、限界集落の現状把握と支援のあり方を検討すべきでないか、こういったことであります。

寺岡議員さんご指摘のように過疎や高齢化など、さまざまな要因によって住宅問題は課題が山積いたしてありまして、町は住環境整備施策として高齢者福祉住宅事業と、そして若者定住促進宅地造成事業の二施策を両輪として計画を進めているところであります。

高齢者福祉住宅は町有地に民間によって集合住宅を建設させて、その建物を町が概ね20年間借入するものであります。また、対象者としては町内の65歳以上の方で、収入月額が12万3千円以下の高齢者及び能登半島地震によって自立復興の出来ない高齢者を対象とすることを基本にし、富来地域の「しおさい住宅」の入居条件、こういったことも勘案しながら、今後、平成20年度早々には入居基準及び条件、これらを取りまとめる予定としております。

少子高齢化が急速に進む中で、町の管理する公営住宅でも216戸の

内53世帯が65歳以上の高齢者世帯ということであり、また、近年では自宅を改築するなどの資力に乏しい高齢者による住宅入居応募者も多いということなどから今後、高齢者の住宅需要が多くなるということは必然的であり、町は今年度実施する高齢者福祉住宅をモデル事業として進めて、そして併せて事業評価を行いながら高齢者のニーズに対応した住宅施策を講じて、健常であるか否かにかかわらず、高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりを推進していきたいとこのように考えております。

次に、限界集落の状況についてであります。

昨年11月に調査したところ、138集落中、14集落において65歳以上の方が50%以上という、いわゆる限界集落という結果でありました。支援の検討という点につきましては、集落の線引きやどういう支援ができるのか、非常に難しい問題であるわけでありまして、区長会などとも相談させていただきたい、このように思っております。

次いで、ニュータウン計画についてであります。

定住促進住宅地造成事業の進捗状況につきましては、現在、実施設計を行っているところでありまして、今年度6月頃には、造成工事に着手する予定であります。

また、分譲価格、分譲方法及び購入者に対する奨励金制度等の購入条件につきましては、現在、検討中ではありますが、できるだけ早い機会に議会の皆さんと相談しながら、決定したいと考えております。

また、通常の一般分譲方式以外に民間住宅会社の豊富な情報力を活用したいいわゆる建売住宅や定住型賃貸方式等の採用によって、若者ができるだけ求めやすい、そういったものにしたいと考えております。

また、PR等につきましては、住宅地の予約販売も行う予定をしておりますし、造成工事に着手した段階で、出来るだけ早く実施したいと考えております。

続きまして、雇用促進住宅が今後15年以内に廃止されることが発表され、町はどのような考えを持ち、町独自に当該住宅住民の意向調査をすべきじゃないかといったご質問であります。

ご存じのように当町内には2つの宿舎がありまして、高浜町内にある

志賀宿舎は昭和51年に住宅運営を開始、2棟で80戸、5階建、2DK、家賃は移転就職者の場合や入居年数等により異なるものでありますけれども、月額概ね2万円前後でありまして、昭和56年の新耐震設計法以前に建てられた建築物でありまして、大地震に対する安全性を耐震診断により確認する必要がありまして、エレベーターもなく、今年の2月末の数字では、68世帯が居住し、入居率は85%ということになっております。

また、直海宿舎は平成元年に住宅運営を開始、2棟で60戸、5階建、3DK、家賃は概ね3万円から4万円で、昭和56年の新耐震設計法以降に建てられた建物でありまして、ここにも、しかしながらエレベーターはなく、今年の2月末の数字ですが、39世帯が居住し、入居率は65%ということになっております。

これまで雇用促進住宅を管理します財団法人 雇用振興協会から町に対し、譲渡を受けられないかとの打診を受けておりましたが、施設の老朽化に伴う維持補修などの非常に多額の財政負担が生じることが予想されることから、購入は困難とこのように回答してきましたけれども、先般、平成20年度末までに譲渡希望の回答がなければ住宅を廃止するという文書も送られてきてまして、現在担当課で協議中であります。

ご質問の当該住宅住民への意識調査については、独立行政法人雇用・能力開発機構が今後の方針をどのように示すのか、方針を見極めてから調査の実施について検討したいとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に公営住宅法の改正によっての影響についてであります。

現在の公営住宅の入居収入基準は、平成8年に政令によって定められて以来10年以上見直しがなされていないことから、今回、その間の世帯所得の変化や高齢者世帯の増加等に伴って、入居収入基準を見直すこととなりました。この基準によって、平成17年度に収入超過者が13戸、先ほどご質問にありましたように13戸でありましたが、新基準に照らすと37戸と大幅に増加することになります。

近隣の民間賃貸住宅や特定公共賃貸住宅に比較して、公共賃貸住宅の方が高くなるといった異様な現象が起きることが想定されるわけでありま

すが、激変緩和措置を暫定的に講じながら、現行の公営住宅法改正の定め
にあります応能応益制度の内、応益係数を見直すことなどの方策を石川県
の指導を受けながら、対策を講じていきたいと考えています。

続きまして、古民家再生プロジェクト、空き家、民間賃貸住宅の状況
についてであります。

古民家再生プロジェクトへの情報掲載につきましては、昨年9月の第
3回議会定例会において、今年度の建築物耐震改修促進計画策定時に現地
調査等を行った際に該当家屋があれば、情報を公開したいと答弁させてい
ただきましたけれども、その前提として、個人の財産である建物の調査と
いうのは、個人情報やプライバシー保護の観点から非常に困難である旨の
答弁もさせていただきました。今回策定しております建築物耐震改修促進
計画の調査では、そうした調査はできないこととなっております、対象
物件の調査はいたしておりません。

また、能登半島地震を受けての空き家状況につきましては、転出理由
が地震の影響であったのか、その他の事情によるものなのか、これらにつ
きましてもプライバシーの問題があるわけでありまして、なかなか把握は
困難であります。なお、住宅再建支援等震災対策事業を実施している中で
把握している数については1件でありました。また、民間賃貸住宅の推移
については、正確に把握はいたしておりません。

次いで、住宅マスタープランについてであります。

平成18年度に取り組む考えをお示しいたしましたが、石川県が実は
平成18年度に石川県住宅マスタープランを策定することとなったために、
町としては県の住宅施策を遵守し、策定することが必要とこういうことにな
りましたので、次年度以降に策定するということにいたしました。平成
19年度は能登半島地震を契機として、建築物耐震化促進計画を先行して
計画書を策定いたしております。

住宅問題は、寺岡議員さんご指摘のとおり、高齢者住宅・若者定住促
進住宅事業、雇用促進住宅廃止問題、そしてまた、過疎に伴う住宅諸問題
なども含めて総合的に取り組むことが肝要であり、そのためには、当然の
ことながら各課の連携、協議は必要不可欠であるわけであります。

今後は、いきなりマスタープランの策定に取りかかるのではなくて、策定に係る準備委員会を発足させて、多くの関係者からの意見を取り入れて、そして町の考え方を一元化したのちに、志賀町住宅マスタープランの策定に着手したいとこのように考えておりますので、ひとつよろしく願います。

続きまして、財政状況についてであります。財政状況につきましても概ね2点に分けて、ご質問いただいたかなと思っております。まず、第1点目はいわゆる財政健全化計画に係る方針であります。

去る予算内示会の席上、議員の皆さんに本年度の公的資金補償金免除繰上償還の際に策定しました財政健全化計画の中の、今後の財政状況の見通しについて、ご説明をいたしました。

この財政状況の見通しについては、平成18年度までの決算をベースに、平成19年度を起点として、今後5年間の財政収支の見通しを、現状の段階で見込み得る条件を可能な限り考慮いたしまして推計をいたしましたものであります。

これによりますと、平成23年度には基金から5億円を繰り入れて予算を組む見込みを立てており、平成24年度以降も同様に、基金からの繰入金で予算を編成していかなければならないことが予想されております。

このような状況が続きますと、平成19年度から積み立てた基金が平成27年度には底をついて、同時に27年度は合併10年を経過するといったことから、普通交付税においても、合併特例による財政支援が以後5年間に段階的に無くなっていくということになりまして、財政的に大きな影響が出てくることが予測されます。

しかしながら、経済の状況、制度の改正によって、財政状況も変化していくものと思っております。実際、この財政状況の見通しの作成後もですね、今回の補正予算に計上いたしましたけれども、財団法人石川県市町村振興協会から能登半島地震にかかる災害対策支援金として7,112万円の交付を受けたり、地震の復旧事業において、当初の見込みから比べて事業費が縮小したりしまして、歳出が抑制される、明るい事柄も出てきております。

町は今まで、原子力発電所の立地に係る様々な電源関係交付金によって、道路、体育施設、公民館、学校等、多くの社会資本の整備を行うことができました。その結果、近隣市町と比較しても見劣りのしない町づくりができたと思っております。

その反面、施設の維持管理費が増大してきていることは事実ですが、平成20年度予算編成の際にも申しあげましたように、経常経費については、管理の内容を見直したり、公共施設等管理公社に委託するものを増やすなど、削減の徹底を図っております。

今後も、下水道整備、生活に必要な身近な道路網の改良、漁港施設の整備などの社会資本の整備が必要とされておりますが、少子・高齢化社会を迎えての、さらには医療費の助成、高齢者の利用しやすい住宅整備やコミュニティバスの運行も、今後も継続して実施していかなければならない事業であるわけであります。併せまして、若者の定住策についても進めていかなければならない事業だとこのように思っておりますし、地方自治体の多くは、財政調整基金の取り崩しをしないと予算が組めないという危機的な状況になっているということも、周辺市町村がそういうふうになっているということも聞いておるわけであります。

幸いにして当町は、志賀原子力発電所の立地に伴う様々な電源関係交付金や1号機及び2号機の固定資産税に恵まれて、財源においては、本年度から数年間は比較的余裕がある時期と言えるわけでありますが、それにあぐらをかいておるのではなくて、事業を取捨選択しながら、物件費や補助費、普通建設事業の抑制を図って、この時期に可能な限り基金の積み立てを行って、数年度に負担を残さないようにして参りたい、このように考えております。

寺岡議員さんの質問にもありましたが、今、町では「行財政改革」として、行財政運営全般の見直しと改革を進めております。

これと併せまして、安定した財政運営を目的とした財政健全化計画を作成をいたしまして、毎年検証したうえで見直し、そして議員の皆様や町民に公表していくこととしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町民の皆さんへの周知についてであります。現在、町の財政状況については、年4回「広報しか」を通じて、町民にお知らせしておりますし、4月は当初予算について、6月は前年度の下半期の財政事情について、12月は前年度の決算について、そして1月は本年度の上半期の財政事情とこういう具合になっております。

なお、本年の4月には当初予算と合わせて、内示会にお示した財政状況の見直しも掲載することといたしています。

このように、「広報しか」に掲載するとともに、町のホームページにも掲載して、町民の皆さんに、現在の町財政の事情を常に公表しておるわけでありまして、今後も公表していくこととしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、補助金等の見直し状況、行政改革に関する町長の姿勢はというご質問であります。

先般の予算内示会にもご説明申し上げましたとおり、平成20年度の補助金・交付金及び助成金は、134件、約7億5,700万円を計上しており、平成19年度と比較しまして、11件を廃止し、15件を新設し、予算額で約5,200万円の増額となりました。

ご質問のとおり、当町の集中改革プランでは、既存の補助金等について、交付目的や効果を再点検し、廃止、減額、終期設定を行うといったことなどの見直しを検討いたしてありまして、今後、補助金等の見直し指針を策定し、平成19年度決算を基に補助金等の評価を行って、継続するもの、廃止・縮小するものに分類をしております。

なお、監査委員による平成18年度決算審査意見書では、補助金等で、その使命の終わったものや効果が認められないものは、廃止を含めた見直しが必要との指摘もあるわけでありまして、適正な補助金の見直しは、今回の集中改革プランでも重要な事項と認識をしております。

次に、使用料、手数料についてであります。上下水道料金は、事業の効率的、効果的な経営を図るため、中期経営計画を策定するとともに、合併協定書を遵守しながら、中長期的に統一を図ってまいりたいと思っております。

また、その他の使用料等につきましては、今後、周辺市町の状況を調査をしまして、自主財源の確保及び受益者負担の公平性といったことを考慮しながら、適正な負担というものを検討することとしております。

ご指摘のとおり、補助金、使用料等の見直しにあたっては、住民の皆さんに新たなご負担をお願いする場合もあるかと思うわけではありますが、議会の皆さんやいわゆる町内有識者で組織されておりますところの「行政改革推進委員会」のご意見を伺いながら、慎重に方針を決定してまいりたいと考えております。

その他の部門につきましても、集中改革プランに基づき、職員の削減はもとより、新年度には、事務事業試行評価による各種事業等の見直しを予定をいたしてございまして、今後、一体的な改革を推進してまいりたいと考えております。

「今後の財政状況の見通し」でもお示ししましたとおり、当町の財政状況も長期的には決して楽観できるものではなくて、現在の事務事業の点検、見直しを行い、足腰の強い経営体質を確立して、新たな行政ニーズや真に必要とされる事業に対応していくことが行政改革の本旨であるところのように考えており、今後とも強い改革意識を持ちながら、行財政改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

林 一夫議長 7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

特に財政状況につきまして、提案と再質問をさせていただきたいと思っております。

広報で年4回掲載されているとのことでしたが、より分かりやすく、特に借金や貯金の状況などといった一般家庭に置き換えて、考えやすいようなかたちで提示いただけるように、お願いしたいと思います。

また、さらに言えば広報年4回の掲載の中には、なかなか中長期的な財政状況といったものが把握しにくい状況にあるかと思っております。

こうした中長期的の財政状況がはっきりと分かるようなかたちで、また先ほどご答弁にありましたとおり、ホームページなどの活用も十分に取

り組みながら、住民の皆さんが自分たちの町の財政状況をより身近に把握でき、チェックできる環境整備に努めていただきたいと思います。

また、町民の皆さんに対する財政状況の説明についてであります、一点ご質問させていただきたいと思います。

町政懇談会は、合併前の志賀町では2年に一度のペースで開催と説明を受けました。合併後、平成18年度に町内を16地区に分けて、町政懇談会が取り組まれたわけではありますが、新年度もちょうど2年に一度の段階にあたるかと思えます。新年度も町政懇談会の開催の予定があるのでしょうか、お答えください。

また、もしこの町政懇談会が開催されるのであれば、この地方債、借金の残高、貯金、基金の残高、こういった状況や財政の中長期的なビジョンについて、町民の皆様説明する機会として、利活用いただければなと願うものであります、町長のお考えをお聞かせください。

また、行政改革についてなんですが、こちらのほうは、計画策定から実施といったかたちで、検証といったかたちで1年が、一回りが経ったかと思えます。こうした中でこの行政改革につきまして、行政改革の担当職員、そして財政担当の職員と事業課担当の職員の皆さんの中で、意識のずれが無いように、絵に描いたもちにならないように、この検証と実施、しっかりと進めてもらいたいと願うものであります。

そうした中で職員の皆さん一人ひとりにも、財政状況の説明を徹底していただきたいと思います、この点につきましてお願いを申し上げまして、私の再質問を終わらせていただきます。

林 一夫議長 細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

寺岡議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

財政状況の町民に対する広報については、先ほど答弁申し上げたんですが、もっと分かりやすく、町民の皆さんが理解しやすい情報の流し方をすると、こういうことにつきましては、十分に踏まえて対応したいと思います。

それから、町政懇談会につきましては、確かに2年に一回実施させて

いただいています。今年がちょうど町政懇談会の年になりますので、考え方としてはですね、できれば秋頃にさせてほしいかなと個人的に思っております。5月6月はちょっとまだ、いろいろな準備もありますので、10月頃にひとつ町政懇談会を区長さん方、議員さん方のご協力をいただいて、実施させていただきたいとこのように思っております。

そして、その際にですね、ご出席の皆さんにも町財政の現状とそういったことも十分お知らせ申し上げて、そして町政に対するご協力も改めてお願いしたい、このように思っております。

それから行政改革についての再質問であります。確かにおっしゃるとおり、職員間の意識のずれが無いように、十分そのへんを気をつけて、そして検証しながら、きちんと実施したいとこのように思っておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

林 一夫議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第2．予算特別委員会の設置及び委員の選任並びに
町長提出 議案第33号ないし第45号
(委員会付託)

林 一夫議長 次に、予算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。
議案第33号ないし第45号、平成20年度志賀町一般会計予算ほか12会計の予算につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号ないし第45号、平成20年度志賀町各会計予算は予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。

ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

林 一夫議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり、選任することに決しました。ここで暫時、休憩をいたします。

(休 憩) (午前 11 時 22 分)

(再 開) (午前 11 時 28 分 出席議員 18 名)

林 一夫議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、予算特別委員会で正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

予算特別委員長 松浦 恒義 君。

同副委員長 富澤 軒康 君。

以上のとおり、選任されました旨、報告がありました。

日程第 3 . 町長提出 議案第 4 号 ~ 32 号

(委員会付託)

林 一夫議長 続いて、平成 20 年度志賀町各会計予算を除く全議案を、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

(休 会)

林 一夫議長 次に、休会の件について、お諮りをいたします。委員会審査等のため、明 8 日から 18 日までの 11 日間は、休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

よって、明 8 日から 18 日までの 11 日間は、休会することに決しました。次回は、3 月 19 日、午後 2 時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前 11 時 29 分 散会)
